



# 佐賀県公報

（◎印は、県例規集に登載するもの）  
**一報**  
平成17年  
3月31日  
(木曜日)  
号外第3号

目次

- ## ◎ 佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

（◎印は、県例規集に登載するもの）  
**一報**  
平成17年  
3月31日  
(木曜日)  
号外第3号

(三四·職員課) 一三

- ◎佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程  
○佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程等の一部を改正する訓令

部の企画グループを廃止することとした。

○ 規 則

5 知事の職務代理者について定めることとした。

6 知事は必要と認めるときは、職員を当該職員が所属する本部、課、現地機関等の所在する場所以外の場所で勤務させることができることとした。

7 その他所要の改正を行うこととした。

8 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

●佐賀県規則第三十四号

- ◎佐賀県本庁決裁規程の一部改正  
公布された規則のあらまし

(四)  
職の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
職の設置等に関する規則（昭和三十一年佐賀県規則第六十九号）の一部を次  
のよう改定する。  
五

別表の吏員の事務吏員の項中、「統計主事」、「防疫員」、「麻薬監視

- 職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（規則第三四号）

2 その他所要の改正を行うこととした。

- 佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三五号） 3 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとし

1 統括本部

・ 消防防災課をくらし環境本部から統括本部に移管することとした。

監理課を廃止することとした。

空港・交通課に佐賀空港利活用推進室を置くこととした。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から実施する。

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県規則第三十五号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の統括本部の課中「危機管理・広報課」を「危機管理・広報

課

に改め、同項のくらし環境本部の課中「くらしの安全安心課」を「くらし

消防防災課

に改め、県土づくり本部の課中「監理課」を「建設・技

術課」に改める。

第四条の危機管理・広報課の分掌事務中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条の危機管理・広報課の分掌事務の次に次のように加える。

消防防災課

一 防災に関する企画及び災害予防の推進に関すること。

二 防災活動の総合調整に関すること。

三 防災会議に関すること。

四 防災行政無線に関すること。

五 災害対策本部に関すること。

六 災害救助に関すること。

七 国民保護法制に関すること。

八 市町村消防の指導に関すること。

九 消防法に基づく危険物の取扱い規制等に関すること。

十 銃砲火薬類、電気、高圧ガス及び液化石油ガスに関すること。

第五条の消防防災課の分掌事務及び同課の課名を削り、同条の環境課の分掌事務に次のように加える。

十一 原子力安全対策の総合調整に関すること。

十二条 佐賀県地域福祉課の分掌事務の第七号中「救助、」を削る。

第七条の新産業課の分掌事務中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次のように加える。

四 中小企業の経営革新支援に関すること。

第七条の新産業課の分掌事務に次のように加える。

十二 佐賀県地域産業支援センターに関すること。

第七条の流通課の分掌事務中第二号を削り、第三号を第二号とし、同課の分掌事務の第四号中「物産」を「県産品の流通」に改め、同号を第三号とし、同課の分掌事務中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条の商工課の分掌事務中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号及び第十三号を削る。

第八条の林業課の分掌事務中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第九条の監理課の分掌事務及び同課の課名を削り、同条の河川砂防課の分掌事務に次のように加える。

十一 土木災害の総括に関すること。

第九条の森林整備課の分掌事務に次のように加える。

十 佐賀県ふれあいランド馬渡に関すること。

第十条の空港・交通課の分掌事務中第一号及び第二号を次のように改める。

二 交通政策に関すること。

三 佐賀空港の利活用に関すること。

第十二条の用度管財課の分掌事務中第四号を削る。

第十四条中「消防防災課」を「環境課」に改め、「全国豊かな海づくり大会

「推進室を」の下に「、空港・交通課に佐賀空港利活用推進室を」を加える。

第十七条第一項中「置く」を「置くことができる」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 副本部長は、本部長を助けるとともに、次に掲げる事務を行う。

一本部の分掌事務を整理し、本部長不在のときは、その職務を代行する。

二 上司の命を受けて、本部長が特に命ずる事務を掌理する。

第十七条第六項を次のように改める。

6 副部長は、部長を助けるとともに、次に掲げる事務を行う。

一部の分掌事務を整理し、部長不在のときは、その職務を代行する。

二 上司の命を受けて、部長が特に命ずる事務を掌理する。

第十八条第三項中「検査監を」の下に「、室に参事及び技術監を」を加え、

同条第七項中「課」の下に「又は室」を加える。

第十九条第四項及び第五項を次のように改める。

4 副課長は、課長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。

一 課の分掌事務を整理し、課長不在のときは、その職務を代行する。

二 上司の命を受けて、課長が特に命ずる事務を掌理する。

5 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。

一 室の分掌事務を整理し、室長不在のときは、その職務を代行する。

二 上司の命を受けて、課長が特に命ずる事務を掌理する。

第二十二条第三項及び第四項を削る。

第二十五条の次に次の三条を加える。

(知事の職務代理者)

**第二十六条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条第二項

に規定する知事の職務を代理する吏員は、統括本部長の職にある者とする。

**第二十七条** 地方自治法第百五十二条第三項に規定する知事の職務を代理する

事務吏員は、事務吏員である本部長とし、その順位は、佐賀県本部設置条例

第一条に定める本部の順とする。

(勤務地の特例)

**第二十八条** 知事は、必要があると認めるときは、職員を当該職員が所属する本部、部、課若しくは室又は現地機関の所在する場所以外の場所で勤務させることができる。

2 前項の規定により職員を勤務させる場所その他必要な事項は、別に定める。

別表の統括本部及びくらし環境本部の項を次のように改める。

|         |                |
|---------|----------------|
| 統括本部    | 職員研修所          |
| くらし環境本部 | 消防学校<br>環境センター |

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(佐賀県財務規則の一部改正)

2 佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「同条第三項の規定により置かれた職にある者からなる組織、」を削る。

### ○ 訓令甲

●佐賀県訓令甲第二号

本 序

現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程

(目的)

**第一条** この規程は、佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）

第二十八条の規定に基づき、職員の勤務地の特例に関する必要な事項を定めるものとする。

（勤務する場所及び担当事務）

**第一条** 本部、部、課若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は次に定めるとおりとする。

| 所属名  | 勤務する場所                | 担当事務                               |
|------|-----------------------|------------------------------------|
| 統括本部 | 鳥栖市                   | プロサッカーの振興に関すること。<br>地方分権の研究に関すること。 |
| 統括本部 | 東京都                   | 観光課<br>新産業課                        |
| 東京都  | 福岡市                   | 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。<br>企業誘致に関すること。 |
| 流通課  | 東京都                   | 県産品の販路開拓に関すること。<br>市町村の合併に関すること。   |
| 市町村課 | 武雄市、神埼町、東脊振村、西有田町、嬉野町 | 市町村の合併に関すること。                      |

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第三号

本 庁

現 地 機 関

労働委員会事務局

佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

（佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程の一部改正）

**第一条** 佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程（昭和三十七年佐賀県訓令甲第117号）の一部を次のように改正する。

「くらし環境本部長」 「本部長」

別表中 「くらし環境本部副部長」 を「危機管理・報道監」に改め、「くらし環境本部長、くらし環境本部副部長」を「本部長、危機管理・報道監、副本部長」に改める。

（佐賀県文書規程の一部改正）

**第二条** 佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「同条第三項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を削る。

（佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正）

**第三条** 佐賀県職員被服類貸与規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の2の部の(3)の項中「消防防災課」を「環境課」に改め、同部の(1)の項中「農業技術補助員及び農業実習補助員」を「農業業務に従事する農業技術員」に改め、同部の(2)の項中「畜産技術補助員及び畜産実習補助員」を「畜産業務に従事する農業技術員」に改め、同部の(3)の項中「樋門管理員」を「樋門管理業務に従事する技能技術員」に、「機械操作技術員」を「機械操作業務に従事する技能技術員」に改め、同表の4の部の(5)の項中

「業務員」を「業務技術員」に改め、同表の5の部の(1)の項中「試験検査補助員」を「業務技術員」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

#### ●佐賀県訓令甲第四号

本 庁

佐賀県本庁決裁規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

題名を次のように改める。

#### 佐賀県本庁決裁等規程

第一条中「決裁者」を「決裁者等」に、「の決裁」を「の決裁等」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（事務委任）

第二条の二 知事は、別表第一に定めるところにより、事務の委任を行う。

第三条第一項中「別表第一及び別表第二」を「別表第二及び別表第三」に改める。

第四条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第三を削る。

別表第二の情報・業務改革課の行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務の項の次に次のように加える。

第六条副室長は、前項の規定により室長が専決することができる事務のうち、室長が定めるものを専決することができる。

第四条に次の二項を加える。

第七条 係長は、定例的な事務又はあらかじめ課の実施方針が定まっており、かつ、当該方針に沿って実施する事務のうち判断の余地が少ないものとして課長が定めるものを専決することができる。

第十条第一項を次のように改める。

本部長が専決することができる事務について、本部長が不在のときは、各本部にあっては本部長があらかじめ指名する副本部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長が、出納局にあっては出納局長がその事務を代決することができる。

第十条第四項を次のように改める。

4 部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、部長があらかじめ指名する副部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長がその事務を代決することができる。

第十条第五項中「副課長」の下に「又は室長」を加え、同条第七項を次のように改める。

7 副部長が専決することができる事務について、副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長又は室長がその事務を代決することができる。

第十二条の見出し中「代決者」を「代決者等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 副課長が専決することができる事務について、副課長が不在のときは、課長がその事務を決裁するものとする。

5 副室長が専決することができる事務について、副室長が不在のときは、室長がその事務を決裁するものとする。

|           |                           |                          |
|-----------|---------------------------|--------------------------|
| 情報・業務改革車課 | 業務改革に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務 | 業務改革推進計画の策定に関する事務を処理すること |
|-----------|---------------------------|--------------------------|

別表第一の危機管理・広報課の広報に関する事務の項の次に次のように加え

|       |               |                      |  |   |
|-------|---------------|----------------------|--|---|
|       |               |                      |  |   |
| 消防防災課 | 災害対策基本法に関する事務 | 災害対策本部の設置及び廃止を決定すること | 1 災害警戒本部の設置及び廃止を決定すること<br>2 応急措置実施のため他の都道府県知事に対し応援の要請を行うこと<br>3 災害応急措置実施のため特に必要と認める場合に、従事命令、協力命令等を発し、及び市町村長に対する必要な指示をすること<br>4 災害対策基本法第73条の規定による当該市町村が行う応急措置の代行に関すること<br>5 市町村が防災会議を設置しないことについて承認すること<br>6 総合防災訓練の実施に関すること | 1 防災会議の専門委員及び幹事の任免に關すること<br>2 災害情報連絡室の設置及び廃止を決定すること<br>3 県及び市町村の実施する応急処置について必要がある場合に指定行政機関の長等に対し応急措置の実施を要請し、又は要求すること<br>4 災害対策基本法第73条の規定による当該市町村が行う応急措置の代行に関すること<br>5 市町村が防災会議を設置しないことについて承認すること<br>6 総合防災訓練の実施に関すること |
|       |               |                      | 7 防災に関する事務及び業務に從事する職員の配置及び服務の基準を定めること<br>8 災害の状況及びこれに対するとられた措置の概要について内閣総理大臣及び中央防災会議に報告すること<br>9 災害に係る重要な予報及び警報に基づき市町村長その他他の関係者に対し必要な措置について通知し、及び要請すること<br>10 通信設備の優先利用の要請に関すること  | 7 防災に関する事務及び業務に從事する職員の配置及び服務の基準を定めること<br>8 災害の状況及びこれに対するとられた措置の概要について内閣総理大臣及び中央防災会議に報告すること<br>9 災害に係る重要な予報及び警報に基づき市町村長その他他の関係者に対し必要な措置について通知し、及び要請すること<br>10 通信設備の優先利用の要請に関すること                                       |
|       |               |                      | 11 従事命令、協力命令等により災害応急措置の実施に従事した者の死亡、負傷等による損害賠償に関すること  | 11 従事命令、協力命令等により災害応急措置の実施に従事した者の死亡、負傷等による損害賠償に関すること   |

|   |                                  |                |  |
|---|----------------------------------|----------------|--|
|   |                                  |                |  |
| 12 市町村防災会議の協議会の設置、廃止及び規約の変更の届出を受理すること                     | 市町村地域指定地城市町村防災計画の作成及び修正の協議に関すること | 消防防災課          | 自衛隊の災害派遣に関する事務   |
| 13 市町村地域防災計画及び指定地城市町村防災計画の作成及び修正の協議に関すること                 | 消防防災課                            | 防災行政無線に関する事務   | 自衛隊の災害派遣の要請を行うこと   |
| 14 災害に係る軽易な予報及び警報に基づき市町村長その他の関係者に対し必要な措置について通知し、及び要請をすること | 消防防災課                            | 災害救助法の施行に関する事務 | 1 防災行政無線の運用に関すること<br>2 防災行政無線の管理運営に関すること                                       |
| 15 防災関係機関との連絡に關すること                                       | 消防防災課                            | 国民保護法に関する事務    | 1 法に基づく応急救助を実施すること<br>2 法に基づく立入検査を行うこと   |
| 石油コンビナート等災害防止法に関する事務                                      | 消防防災課                            | 消防に関する事務       | 1 消防組織法の規定に基づき非常事態における緊急の必要がある場合に市町村長に対し災害防禦の措置等に關し必要な指示をすること<br>2 市町村消防の指導、勧告 |
|   |                                  |                |  |



|       |  |   |  |
|-------|--|---|--|
|       |  |   | 督に關するこ<br>と<br>7 危険物取扱<br>者保安講習に<br>關すること  |
| 消防防災課 | 消防設備士に<br>關する事務  | 1 消防設備士<br>免状の交付、<br>書換え、再交<br>付及び返納に<br>關すること<br>2 消防設備士<br>講習に関する<br>こと | 別表第11の県民協働課の特定非営利活動法人に關する事務の項の本部長専決事務の欄を次のよう改め。 特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと   |
| 消防防災課 | 火薬類取締法<br>及び武器等製<br>造法に関する事<br>務                               | 法の施行に關す<br>ること  | 別表第11の県民協働課の特定非営利活動法人に關する事務の項の課長専決事務の欄「命じ、及び設立の認証を取り消すこと」を「命ずること」と改め、同表の県民協働課の地域ぐみの推進に関する事務の項を次のよう改め。 市民社会組織の活動促進に<br>関する事務  |
| 消防防災課 | 高圧ガス保安<br>法に関する事<br>務  | 法の施行に關す<br>ること  | 別表第11の県民協働課の特定非営利活動法人に關する事務の項の課長専決事務の欄に次のよう加へる。<br>5 学校法人の行う収益事業の種類を定めること  |
| 消防防災課 | 電気工事士法、<br>電気工事業の<br>業務の適正化<br>に関する法律<br>及びガス事業<br>法に関する事<br>務 | 法の施行に關す<br>ること  | 別表第11の私学文化課の私立の中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に<br>關する事務の項の本部長専決事務の欄中第五号を削り、第六号を第五号とする。<br>次に次のとおり記入。 別表第11の私学文化課の生活文化行政及び振興文化行政に關する事務の項の<br>欄に次のとおり記入。  |
| 消防防災課 | 液化石油ガス<br>の保安の確保<br>及び取引の適<br>正化に関する<br>法律に関する<br>事務           | 法の施行に關す<br>ること  | 別表第11の安全安心課の物価対策に關する事務の項の課長専決事務の欄に次のとおり記入。<br>6 佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例（以下「消費生活条例」と<br>いいう。）第39条第1項の規定に基づく特定生活関連商品等の指定及び同条<br>第2項の規定に基づく指定の解除に關すること<br>別表第11の安全安心課の食品安全対策に關する事務の項の本部長専決事務 |

|       |                           |                           |                                      |
|-------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 私学文化課 | 生涯学習施策<br>の総合調整に<br>關する事務 | 生涯学習施策<br>の総合調整に<br>關すること | 生涯学習施策の<br>連絡調整に關す<br>る事務を処理す<br>ること |
|-------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------------|

決事務の署名「不当景品類及び不当表示防止法第9条の2の規定による指示及び法第9条の3の規定による措置請求に関すること」を添へ、回頭の課長専決事務の欄の第一印に「法」又は「不当景品類及び不当表示防止法」と改め、回頭を回頭の回欄の第二印に、回頭の回欄の第一印の次に次の點を加える。

不当景品類及び不当表示防止法第9条の2の規定による指示及び法第9条の3の規定による措置請求に係ること

別表第二のくらしの安全安心課の食品安全対策に関する事務の項の課長専決事務の欄に次のように加える。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の9に規定する指示及び命令に関すること

5 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条に規定する報告の徵収及び立入検査に關すること

別表第一のくらしの安全安心課の消費者行政に関する事務の項の本部長専決事務の欄を次のように改める。

## 1 消費生活協同組合の解散命令及び許可の取消しに関すること

2項に基づく公表に関すること

別紙第二〇、に付する安全安心詔の決意施行に關する事務の欄の第六号から第十九号までを次のように改める。

の2、第44条の2、第52条の2及び第54条の2の規定による合理的な根拠を示す資料の提出を求めるこ

特定商取引に関する法律第66条第1項から第3項までの規定による報告の趣旨及び立入検査に関する事項

<sup>8</sup> ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第10条の規定による指

示及び法第11条の規定による命令に關すること  
9 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第1項の規定に

による報告の徵収及び立入検査に關すること

10 消費生活協同組合の設立及び解散の認可に關すること

11 消費生活協同組合に係る事業の停止処分に關すること

12 消費生活協同組合に係る業務改善命令に關すること

13 消費生活協同組合の各種許可、運営指導、検査並びに届出及び報告の受理に關すること

14 消費生活条例第15条第1項の規定に基づく安全性の調査に關すること

15 消費生活条例第16条第1項の規定に基づく緊急危害防止措置に關すること

16 消費生活条例第18条第1項の規定に基づく表示の指定に關すること

17 消費生活条例第26条第1項の規定に基づく県の基準の策定に關すること

18 消費生活条例第35条第2項の規定に基づく佐賀県消費者被害救済委員会のあっせん及び調停への付託並びに第35条第10項及び第45条第2項の規定に基づく佐賀県消費者被害救済委員会に対する意見聴取に關すること

19 消費生活条例第36条の規定に基づく消費者訴訟費用の貸付けに關すること

20 消費生活条例第42条第1項の規定に基づく意見聴取、報告徵収、立入調査及び質問に關すること

21 消費生活条例第45条第1項の規定に基づく意見陳述の機会の付与に關すること

22 消費者に対する消費者教育、啓発活動及び情報提供の実施に關すること

同表第11のレ印の取扱いの監督に係る事務の部に於ける事務の項の本部監事事務の置き「法第15条の規定による勧告及び公表並びに勧告に係る措置をとるべきことを命ずること」の記載が、回復の課長専決事務の欄中第六項を第七項へ、「第11項の取扱いの監督に係る事務の部に於ける事務の項の本部監事事務の置き」の記載が、第一項の次に次の1項を置くこと。

2 法第15条の規定による勧告及び公表並びに勧告に係る措置をとるべきこととを命ぜること

別表第1-1の消防防災課の項を削り、同表の環境課の環境にあわてて県民運動推進会議に関する事務の項の次に次のようく加へる。

|     |               |                    |                    |                    |
|-----|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 環境課 | 原子力安全対策に関する事務 | 原子力安全対策の基本方針に関すること | 原子力安全対策の企画推進に関すること | 原子力安全対策の連絡調整に関すること |
|-----|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|

別表第1-1の地域福祉課の災害救助法の施行に関する事務の項を削り、同表の地域福祉課の生活保護に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「生活保護法の運用方針に関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄中第四項を第八項へと、第一項から第11項までを1号やうて繰り下すが、第一項について次のようく加へる。

### 1 生活保護法の運用方針に関すること

別表第1-1の地域福祉課の生活保護指定医療機関及び生活保護指定介護機関に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第一項中「指定及び」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のようく改める。

- 1 生活保護法の運用方針に関すること
- 2 生活保護指定医療機関及び生活保護指定介護機関に関する事務

### 2 を聽取すること

別表第1-1の長寿社会課の老人福祉法及び介護保険法の運用指導及び監査に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「老人福祉法及び介護保険法の運用指導方針に関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のようく改める。

- 1 老人福祉法及び介護保険法の運用指導方針に関すること
- 2 老人福祉法及び介護保険法の運用指導並びに法施行事務の監査に関すること

別表第1-1の長寿社会課の介護保険法に関する事務の項の本部長専決事務の欄

中 「事業者及び」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のようく改める。

- |                            |
|----------------------------|
| 1 法に係る事業者の指定及び指定の取消しに関すること |
| 2 法に基づく届出及び報告の受理に関すること     |

別表第1-1の健康増進課の精神保健及び精神障害者福祉に関する事務の項の課長専決事務の欄中第十一号を削り、第十三号を第十一号へと、同表の薬務課の業務法に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第一項から第四項までを次のようく改める。

### 1 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下この項において「医薬品等」という。）の製造販売業（知事の許可に係るものに限る。）の許可の取消し、業務の停止その他行政処分に関すること

### 2 医薬品等の製造業及び医療機器の修理業（知事の許可に係るものに限る。）の許可の取消し、業務の停止その他行政処分に関すること

- 3 医薬品等の製造販売（知事の承認に係るものに限る。）の承認の取消し及び一部変更命令に関すること
- 4 薬局の開設、医薬品の販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の取消し、業務の停止その他行政処分に関すること

### 5 別表第1-1の業務課の業務法に関する事務の項の本部長専決事務の欄に次のようだる。

- 1 業務停止その他の不利益処分に関すること
- 2 別表第1-1の業務課の業務法に関する事務の項の課長専決事務の欄の第一項から第八項までを削り、同項の課長専決事務の欄を次のようく改める。

- 1 医薬品等の製造販売業（知事の許可に係るものに限る。）の許可に関すること
- 2 医薬品等の製造業及び医療機器の修理業（知事の許可に係るものに限る。）の許可に関すること

- 3 医薬品等の製造販売（知事の承認に係るものに限る。）の承認に関すること
- 4 医薬品等の製造販売業及び製造業並びに医療機器の修理業（大臣の許可に係るものに限る。）の許可若しくは承認等の申請又は届出の進達に関すること
- 5 医薬品等の製造販売業及び製造業並びに医療機器の修理業（大臣の許可に係るものに限る。）の許可の取消し、業務の停止その他行政処分を大臣に具申すること
- 6 医薬品等の製造販売業及び製造業並びに医療機器の修理業（知事の許可に係るものに限る。）の許可証の書換え及び再交付に関すること
- 別表第一の薬務課の薬事法に関する事務の項の課長専決事務の欄中第七号を削り、第八号を第七号へし、第九号中「及び医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」に改め、回転を同項の回転の第八号へし、同項の回転中第十号を第九号へし、第十一号から第十四号までは「一町半ずつ繰り上げ」、同表の薬務課の毒物及び劇物取締法に関する事務の本部長専決事務の欄中第一号及び第一号を次のようになり改め、第十一号を削り。
- 1 毒物及び劇物の販売業の知事登録の取消しに関すること
  - 2 毒物及び劇物の販売業の登録の取消し、販売の業務の停止命令及び取扱責任者の変更命令に関すること
- 別表第一の薬務課の毒物及び劇物取締法に関する事務の項の課長専決事務の欄の第七号中「資格試験の実施」を「試験」に改め、同表の薬務課の麻薬及び向精神薬取締法に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第二号を削り、第三号を第一号へし、第四号を第三号へし、第五号を第四号へし、同項の課長専決事務の欄の第四号を次のよう改め。
- 4 麻薬中毒者に関すること
- 別表第一の薬務課の麻薬及び向精神薬取締法に関する事務の項の課長専決事務の欄中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号へし、第九号から第十九号までを三町半ずつ繰り上げ、同表の薬務課の温泉法に関する事務の項の本部

長専決事務の欄中第一号を削り、第二号を第一号へし、第四号から第六号までを一町半ずつ繰り上げ、同表の生活衛生課の食品衛生に関する事務の項の本部長専決事務の欄を次のよう改める。

#### 食品衛生の指導方針に関すること

別表第一の生活衛生課の食品衛生に関する事務の項の課長専決事務の欄に次のよう加える。

#### 3 食品衛生推進員の委嘱に関すること

別表第一の生活衛生課の他の生活及び環境の衛生に関する事務の項の本部長専決事務の欄を次のよう改める。

#### 生活衛生関係営業の適正化に関する指導及び監督の方針に関すること

別表第一の生活衛生課の他の生活及び環境の衛生に関する事務の項の課長専決事務の欄中第五号を第八号へし、第四号の次に次の二号を加える。

- 5 生活衛生同業組合の役員の解任の勧告に関すること
  - 6 生活衛生同業組合の設立認可に関すること
  - 7 生活衛生同業組合の解散命令に関すること
- 別表第一の新産業課の新産業の創造及び起業化支援に関する事務の項の次に次のよう改める。

|      |                   |                                    |
|------|-------------------|------------------------------------|
| 新産業課 | 中小企業経営革新支援法に関する事務 | 1 法に基く経営革新計画の承認、変更承認及び承認の取消しに関すること |
|      |                   | 2 その他法に基づく事務に関すること                 |

別表第一の新産業課の工業団地、工業用水道等の産業基盤整備に関する事務

の項の次に次のようになりや。

|      |   |
|------|---|
| 新産業課 | 中小企業の経営支援に関する事務   |
|      | 1 中小企業の経営に関する情報の収集及び提供に関すること<br>2 中小企業の経営についての診断及び助言に関すること<br>3 中小企業の経営者及び管理者に対する研修に関すること |

別表第11の流通課の物産振興に関する事務の項を次のよう改め。

|     |                |  |
|-----|----------------|--|
| 流通課 | 県産品の流通対策に関する事務 | 海外における県産品の流通対策に関すること<br>2 県産品の販路開拓及び販売促進に関すること |
|-----|----------------|--|

別表第11の流通課の農林水産物消費流通対策の企画及び調整に関する事務の項を次のよう改め。

|     |                  |                     |
|-----|------------------|---------------------|
| 流通課 | 輸出水産物製造事業場に関する事務 | 輸出水産物製造事業場の登録に関すること |
|-----|------------------|---------------------|

別表第11の商工課の中小企業の経営支援に関する事務の項、商工課の佐賀県地域産業支援センターに関する事務の項及び商工課の中小企業経営革新支援法に関する事務の項を削り、同表の商工課の大規模小売店舗立地法に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄中第一号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号及び第一号として次のようになりや。

- 1 法に基づく意見に関すること
  - 2 法に基づく勧告及び公表に関すること
- 別表第11の商工課の小売商業調整特別措置法に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の指定及び指定の取消しに関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のよう改め。

改め。

|   |
|---|
| 1 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の指定及び指定の取消しに関すること<br>2 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の指導等に関すること |
|---|

別表第一の雇用対策課の障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターに関する事務の項の本部長専決事務の欄中「障害者就業・生活支援センターの指定及び指定の取消しに関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のよう改め。

|                                   |
|-----------------------------------|
| 1 障害者就業・生活支援センターの指定及び指定の取消しに関すること |
|-----------------------------------|

別表第一の雇用対策課の高年齢者の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバーパートナー及シルバーパートナーリングに関する事務の項の本部長専決事務の欄中「シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の指定及び指定の取消しに関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のよう改め。

- 1 法に基づく意見に関すること
  - 2 法に基づく勧告及び公表に関すること
- 別表第一の雇用対策課の高年齢者の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバーパートナー及シルバーパートナーリングに関する事務の項の本部長専決事務の欄中「シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の指定及び指定の取消しに関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のよう改め。

- 1 法に基づく意見に関すること
  - 2 法に基づく勧告及び公表に関すること
- 別表第一の商工課の小売商業調整特別措置法に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の指定及び指定の取消しに関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のよう改め。

事務の運営「法に基づくあつせん又は調停、調整勧告、一時停止勧告、調整命令及び措置命令に関すること」を題づ、回覈の課長専決事務の欄を次のとおり改め。

し、第一号を第四号へ、第一号を第二号へ、第一号及び第一号へ次の  
よう記入せよ。

- 1 法に基づくあつせん又は調停、調整勧告、一時停止勧告、調整命令、勧告及び措置命令に関すること
- 2 法に基づく報告の徵収及び立入検査に関すること

別表第一の商工課の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「法に基づく基本構想の同意」に関する事務を削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

別表第一の生産者支援課の漁船保険に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「漁船保険組合の法令等違反に対し必要な措置を命令すること」を削り、同項の課長専決事務の欄中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次のように加える。

法に基づく基本構想の同意に関すること

別表第二の生産者支援課の農業災害補償に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、第八号及び第九号を削り、同項の課長専決事務の欄中第六号を第十一号とし、第一号から第五号までを六号ずつ繰り下げ、第一号から第六号までとして次のように加える。

۱۸

2 農業共済組合総会若しくは総代会の決議又は役員若しくは総代の選挙若しくは当選の取消しを命ずること

曲里行，歌里行，十指撓天，一脉相承。

۱۷

別表第一の生産者支援課の漁業災害補償に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄中第三号を第五号と

6 農業協同組合及び県区域未満連合会の設立の認可を取り消すこと  
7 農業協同組合の共済規程等の承認の取消しにより解散した農業協同組合の清算人を選任すること  
8 農業協同組合中央会の監査実施計画の策定及びその重要な変更について

6 農業協同組合及び県区域未満連合会の設立の認可を取り消すこと  
7 農業協同組合の共済規程等の承認の取消しにより解散した農業協同組合の清算人を選任すること

6 農業協同組合及び県区域未満連合会の設立の認可を取り消すこと  
7 農業協同組合の共済規程等の承認の取消しにより解散した農業協同組合

8 農業協同組合中央会の監査実施計画の策定及びその重要な変更について  
の清算人を選任すること